

食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開支援事業補助金交付等要綱

制定 3 新食第 2005 号

令和 4 年 4 月 1 日

（趣旨）

- 第 1 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和 2 年 12 月農林水産業・地域の活力創造本部決定）」等に基づき、我が国の食品産業の海外展開を促進していく必要がある。
- このため、本事業により、我が国農林水産物・食品関連企業等が行うビジネス環境の整備・改善のための施策を推進することとする。

（目的）

- 第 2 農林水産物・食品の輸出額を令和 12 年までに 5 兆円とする目標の達成に向け、我が国の食品産業の海外展開の促進を図り、もって輸出拡大に資することを目的とする。

（通則）

- 第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、本事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体（第 4 に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。

（事業の種類等）

- 第 4 本事業において実施する事業の種類、内容及び事業実施主体は、別表 1 に掲げるとおりとする。

（事業の採択等）

- 第 5 本事業の採択基準については、大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が別に定める。

（補助率）

- 第 6 第 3 に規定する事業の経費及びこれに対する補助率は、別表 2 の経費の欄及び補助率の欄に掲げるところによるものとする。

（申請手続）

- 第 7 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第 8 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、総括審議官が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第 9 大臣は、第 7 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第 7 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

（申請の取下げ）

- 第 10 事業実施主体は、第 7 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 9 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

（債権譲渡等の禁止）

- 第 11 事業実施主体は、第 9 第 1 項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（契約等）

- 第 12 事業実施主体は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、大臣にあらかじめ届け出なければならない。
- 2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の

提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第 13 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 14 に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 14 に規定する軽微な変更を除く。

（3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事業実施主体は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。

3 大臣は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第 14 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、別表 2 の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

（事業遅延の届出）

第 15 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（概算払）

第 16 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 5 号の概算払請求書を大臣及び官署支出官大臣官房予算課経理調査官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

（状況報告）

第 17 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、別記様式第 6 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月末日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第 5 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることが

できる。

（実績報告）

第 18 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業が完了したとき（第 13 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 第 7 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第 7 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 19 大臣は、第 18 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

2 大臣は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱）

第 20 大臣は、日本国外における補助事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について補助金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について事業実施主体に対して検討を求めることができる。

- 2 事業実施主体は、補助事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第 18 第 1 項による実績報告書において、補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、補助事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第 18 第 4 項に準じて大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

(額の再確定)

- 第 21 事業実施主体は、第 19 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 18 第 1 項に準じて提出するものとする。
- 2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 19 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第 19 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第 22 大臣は、第 13 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 9 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 19 第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第 23 事業実施主体は、補助対象経費 (補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。) により取得し、又は効用の増加した財産 (以下「取得財産等」とい

う。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 24 取得財産等のうち令第 13 条第 4 号の大臣が定める財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

- 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第 7 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 9 第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣の承認を受けたものとみなす。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- 5 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第 25 事業実施主体は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

(収益納付)

第 26 事業実施主体は、補助事業の実施により相当の収益を生じたときは、別記様式第 10 号により、その旨を総括審議官に報告しなければならない。

- 2 前項による報告があった場合、その他事業実施主体に前項により報告すべき相当の収益を生じたものと総括審議官が認定したときは、総括審議官が別に定めるところにより当該収益の一部又は全部を国に納付させることを命ずることができるものとする。

(補助金の経理)

第 27 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき、帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第28 事業実施主体は、第7第1項の規定による交付の申請、第10の規定による申請の取下げ、第13第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第16の規定による概算払請求、第17の規定による状況報告、第18第1項による実績報告、第18第2項による年度終了実績報告、第18第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第24第3項の規定による財産の処分の承認申請(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「システム」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
 - 3 大臣は、第1項の規定により交付申請等が行われた事業実施主体に対する通知、承認、指示及び命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
 - 4 事業実施主体が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(実績報告書の提出期限の特例)

- 第29 別表2の事業において、事業実施主体に対し補助金等の全額が概算払により交付された場合における実績報告の提出期限は、交付規則第6条第1項ただし書の規定に基づき、補助事業が完了したの翌年度の6月10日までとする。

(その他)

- 第30 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために、「男女共同参画推進指針」(平成11年11月1日付け

- 11 農産第 6825 号経営局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知) に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 本事業の実施につき必要な事項は、本要綱に定めるもののほか、総括審議官が別に定めるところによるものとする。

附 則

本要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
食品産業海外展開支援事業	東京栄養サミット 2021 を契機に、国内食品事業者等の栄養改善ビジネスの国際展開を推進するため、①企業セミナー・パートナー発掘・優良事例紹介等の実施、企業へのアンケート調査、ウェブページによる情報提供を支援するとともに、②現地の栄養実態や食文化・食習慣に係る調査、現地の栄養政策等を踏まえた持続可能なビジネス開発に向けた戦略策定・事業提案等を通じた栄養改善ビジネスに関する事業化プロセスの実証を支援する。	総括審議官が別に定める者から公募により選定された団体

別表 2 (第 6、第 14 関係)

区分	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
食品産業海外展開支援事業				
栄養改善ビジネスの国際展開支援事業	事業実施主体が本要綱に基づいて実施する事業に要する経費	定額		事業の追加、中止又は廃止以外の変更 補助事業に要する経費の 30%以内の減

別記様式第1号（第7関係）

〇〇年度 食品産業海外展開支援事業補助金のうち
栄養改善ビジネスの国際展開支援事業交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開支援事業補助金交付等要綱第7の規定に基づき、補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
食 品 産 業 海 外 展 開 支 援 事 業	円	円	円	
栄 養 改 善 ビ ジ ネ ス の 国 際 展 開 支 援 事 業				
合 計				

(注) 1 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

2 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
☐ 簡易課税制度の適用を受ける者

4 補助事業の完了予定年月日 ○○年○○月○○日

5 添付書類

- 事業実施主体の定款（定款のない団体にあつては、これに準ずるもの）
- 事業実施主体の当該事業年度の事業計画及び収支予算（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）

(注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な資料がある場合は、当該ウェブサイトの特定に必要なURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第2号（第12関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注）1 ○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」には、指名停止の措置のほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第 3 号（第 13 関係）

〇〇年度 食品産業海外展開支援事業補助金のうち
栄養改善ビジネスの国際展開支援事業変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、
下記のとおり〇〇（注 1）したいので、食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開
支援事業補助金交付等要綱第 13 の規定に基づき申請する。

記（注 2）

（注 1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注 2）記の記載要領は、別記様式第 1 号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式
中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）
と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合
は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変
更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付す
ること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

（注 3）添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な資料がある場合は、当該ウェブ
サイトの特定に必要な URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 4 号（第 15 関係）

〇〇年度 食品産業海外展開支援事業補助金のうち
栄養改善ビジネスの国際展開支援事業遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開支援事業補助金交付等要綱第 15 の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月 日	
食 品 産 業 海 外 展 開 支 援 事 業	円	円	%	円		
栄 養 改 善 ビ ジ ネ ス の 国						

際展開支援 事業						
-------------	--	--	--	--	--	--

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注2) 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注4) 添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な資料がある場合は、当該ウェブサイトの特定に必要なURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

〇〇年度 食品産業海外展開支援事業補助金のうち
栄養改善ビジネスの国際展開支援事業概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 大臣官房予算課経理調査官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について、食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開支援事業補助金交付等要綱第 16 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

令和〇年〇月〇日現在

[illegible]

国際展 開支援 事業											
計											

(注) 1 下線部は第 17 第 1 項ただし書きによる場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な資料がある場合は、当該ウェブサイトの特定に必要な URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 6 号（第 17 関係）

〇〇年度 食品産業海外展開支援事業補助金のうち
栄養改善ビジネスの国際展開支援事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開支援事業補助金交付等要綱第 17 の規定により、その遂行状況(〇〇年 12 月末日現在)を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年 12 月末日までに 完了したもの		○年 12 月末日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月 日	
食 品 産 業 海 外 展 開 支 援 事 業	円	円	%	円		
栄 養 改 善 ビ ジ ネ ス の 国 際 展 開 支 援 事 業						

(注) 1 「総事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な資料がある場合は、当該ウェブサイトの特定に必要なURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第18第1項関係）

〇〇年度 食品産業海外展開支援事業補助金のうち
栄養改善ビジネスの国際展開支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開支援事業補助金交付等要綱第18第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した 経費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
食品産業海外 展開支援事業 栄養改善ビジ ネスの国際展 開支援事業				
合 計				

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額

がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1)収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2)支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
食品産業海外 展開支援事業	円	円	円	円	
栄養改善ビジ ネスの国際展 開支援事業					
合 計					

6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿等の写しを添付し、経費以外のものは交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 4 実績報告書の提出に際し、請求書により額の確定を行った経費については、補助金受領後1ヶ月を目途に事業者への支払いを励行するものとする。なお、支払いが完了した場合には、別

途報告するものとする。

- 5 添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な資料がある場合は、当該ウェブサイトの特定に必要なURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 8 号（第 18 第 2 項関係）

〇〇年度 食品産業海外展開支援事業補助金のうち
栄養改善ビジネスの国際展開支援事業年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、
食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開支援事業補助金交付等要綱第 18 第 2 項
の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費（A）	国庫補助 金	（A）のう ち 年 度 内 支出済額	概 算 払 受 入 済 額	（A）のう ち 未 支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	
食 品 産 業 海 外 展 開 支 援 事 業	円	円	円	円	円	円	
栄 養 改 善 ビ ジ ネ ス の 国 際 展 開 支 援 事 業							
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇							
年度内完了分							

〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な資料がある場合は、当該ウェブサイトの特定に必要なURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

〇〇年度 食品産業海外展開支援事業補助金のうち
栄養改善ビジネスの国際展開支援事業の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開支援事業補助金について、食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開支援事業補助金交付等要綱第 18 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額 (〇 〇 年 〇 月 〇 日 付 け 〇 〇 第 〇 〇 号 による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕 入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3 の金額から 2 の金額を減じて得た額）	金	円

（注）1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
（1）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な資料がある場合は、当該ウェブサイトの特定に必要なURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
 - ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な資料がある場合は、当該ウェブサイトの特定に必要なURL等を記載することにより当該資料の添付を省略

することができる。

別記様式第 10 号（第 26 第 1 項関係）

〇〇年度食品産業海外展開支援事業補助金のうち
栄養改善ビジネスの国際展開支援事業に係る収益状況報告書

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開支援事業補助金に関する令和〇年度の収益の状況について、食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開支援事業補助金交付等要綱第 26 第 1 項の規定に基づき、以下のとおり報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額
円
- 3 上に要する費用の総額
円
- 4 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け第〇号により確定
円
- 5 前年度前での収益納付額
円
- 6 本年度収益納付額
円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。

財 產 管 理 台 帳

事業実施主体名

[illegible]

業	計														
	合 計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 備考欄には、譲渡先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。